

# 第106期

# 定時株主総会 招集ご通知

夢がある。技術がある。未来ができる。



## 大倉工業



開催日時

2026年3月24日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号

オークラホテル丸亀

鳳凰の間（2階）

本株主総会につきましては、当日のご参加、もしくはインターネット等又は書面による議決権行使をお願い申し上げます。

なお、お土産の配布はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

大倉工業株式会社

証券コード：4221

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件

インターネット等又は書面による議決権行使期限

2026年3月23日（月曜日）  
午後5時15分

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

第106期定時株主総会を2026年3月24日(火)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、経営環境の変化に対応しつつ、経営ビジョン「Next10 (2030)」の実現を目指しております。2026年1月に事業ポートフォリオの深化を目的に、新たなパートナーとして株式会社フジコーを当社グループに迎え入れました。両社の技術力を融合することで、フィルムの製造から加工までを一貫して行う垂直統合型の開発・生産体制を確立します。これを基盤に、経営ビジョン及び中期経営計画(2027)達成に向け、一層まい進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

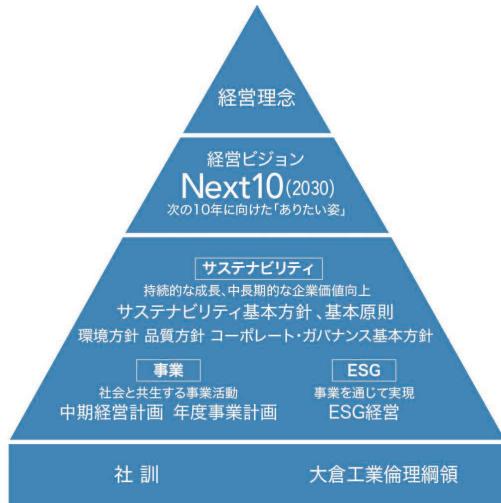
2026年3月

代表取締役社長執行役員

福田英司



### 理念体系



### 経営理念

人ひとりを大切に  
地域社会への貢献  
お客様を第一に

### 経営ビジョン

要素技術を通じて、新たな価値を創造し、  
お客様から選ばれるソリューションパートナー

お客様の価値向上と社会課題の解決に貢献し、  
事業を通じて、社会・環境価値を創出する

証券コード4221  
2026年3月3日  
(電子提供措置の開始日 2026年3月2日)

株 主 各 位

香川県丸亀市中津町1515番地

**大倉工業株式会社**

代表取締役 福田 英司  
社長執行役員

## 第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第106期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.okr-ind.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所  
ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦  
覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

**なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することが  
できますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使方法についてのご案内」  
(4頁～5頁)に沿って、2026年3月23日(月曜日)午後5時15分までに議決権を行使いた  
だきますようお願い申し上げます。**

敬 具

## 記

**1 日時** 2026年3月24日（火曜日）午前10時

**2 場所** 香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号 オークラホテル丸亀・鳳凰の間（2階）

### 3 目的事項

- 報告事項**
1. 第106期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第106期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役5名選任の件  
**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件  
**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件

### 4 その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等と書面による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、インターネット等で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。また、この場合、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (4) 介助又は日本語通訳が必要な株主に限り、介助者又は通訳者を1名同伴して入場することができます。ただし、これら同伴の方につきましては、議決権を有する株主様である場合を除き、会場内では介助者又は通訳者としての言動に制限されます。

以上

- ◎当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ・会社の体制及び方針
  - ・連結株主資本等変動計算書
  - ・連結注記表
  - ・株主資本等変動計算書
  - ・個別注記表

## 議決権行使方法についてのご案内

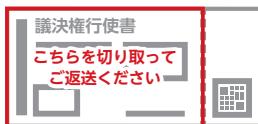
### 株主総会にご出席されない方



郵送によるご行使

行使期限  
2026年3月23日(月曜日)  
午後5時15分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



「スマート行使」によるご行使

行使期限  
2026年3月23日(月曜日)  
午後5時15分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



インターネット等によるご行使

行使期限  
2026年3月23日(月曜日)  
午後5時15分まで

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、行使期限までに賛否をご送信ください。

 議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

### 株主総会にご出席される方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

開催日時 **2026年3月24日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)**

開催場所 **香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号 オークラホテル丸亀・鳳凰の間(2階)**

## インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限 2026年3月23日（月曜日）午後5時15分まで**

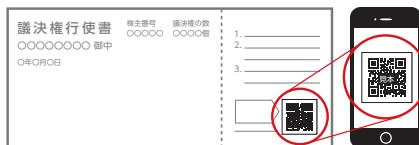
（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意

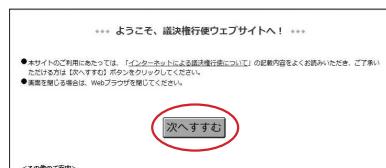
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご入力いただく必要があります。

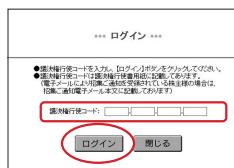
### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

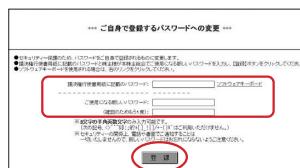
- 1 ウェブサイトへアクセス



- 2 ログインし、議決権行使コードの入力



- 3 パスワードの入力



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

**株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

議決権行使のPC等の操作方法について

**☎ 0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会

**☎ 0120-782-031** (土・日・祝日及び12/31~1/3を除く9:00~17:00)

※証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、業績や事業の将来展開に必要な備え等を総合的に勘案し、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第106期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

1

#### 配当財産の種類

金銭

2

#### 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円（うち、15円は特別配当）

総額 1,129,616,100円

3

#### 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月25日

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今後の当社の経営体制及び経営監督機能の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名増員し、6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の答申を受けております。また、監査等委員会は各候補者に関して、当社取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位
1	再任	かん だ すすむ 神 田 進	代表取締役会長
2	再任	ふく だ えい じ 福 田 英 司	代表取締役社長執行役員
3	再任	た なか よし とも 田 中 祥 友	取締役常務執行役員
4	再任	うえ た とも お 植 田 智 生	取締役上席執行役員
5	再任	か がわ せい ぞう 香 川 清 造	取締役上席執行役員
6	新任	こん どう み ほ 近 藤 美 穂	執行役員

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

候補者番号

1

かんだ すすむ  
**神田 進**

(1954年7月8日生)

再任



所有する当社株式の数  
33,400株

**略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況**

1977年4月	当社入社	2013年1月	当社取締役合成樹脂事業部長
2009年4月	当社執行役員株式会社ユニオン・グラビア 代表取締役社長	2016年3月	当社常務取締役合成樹脂事業部長
2010年3月	当社取締役合成樹脂事業部製品グループ統 括兼子会社担当兼コーポレートセンター経 営計画部部長兼株式会社ユニオン・グラビ ア代表取締役社長	2017年3月	当社代表取締役常務取締役合成樹脂事業部長
		2018年3月	当社代表取締役社長
		2020年3月	当社代表取締役社長執行役員
		2025年1月	当社代表取締役会長（現在）

**取締役候補者とした理由**

候補者は、2018年より代表取締役社長、2020年より代表取締役社長執行役員、2025年より代表取締役会長を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ふくだ えいじ  
**福田 英司**

(1969年9月13日生)

再任



所有する当社株式の数  
15,000株

**略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況**

1993年4月	当社入社	2021年3月	当社取締役執行役員コーポレートセンター 経理部長
2007年1月	株式会社九州オークラ代表取締役社長	2021年4月	当社取締役執行役員コーポレートセンター 財務・経営管理部長
2009年4月	当社執行役員株式会社九州オークラ代表取 締役社長	2023年1月	当社取締役執行役員合成樹脂事業部長
2010年2月	当社執行役員株式会社関西オークラ（現 株式会社K Sオークラ）代表取締役社長	2023年3月	当社取締役常務執行役員合成樹脂事業部長
2015年7月	当社執行役員合成樹脂事業部事業支援部企 画管理グループ長	2024年3月	当社取締役専務執行役員合成樹脂事業部長
2017年3月	当社執行役員合成樹脂事業部企画管理グル ープ長兼生産管理グループ長	2025年1月	当社代表取締役社長執行役員（現在）

**取締役候補者とした理由**

候補者は、子会社の代表取締役社長を務めた後、合成樹脂事業部門の管理部門及び経理部門の責任者を歴任しております。また、2021年より取締役に就任し、2025年より代表取締役社長執行役員を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

た なか よし とも  
**田中 祥友** (1955年2月22日生)

再任



所有する当社株式の数  
18,440株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社	2020年3月	当社取締役常務執行役員コーポレートセンター担当兼CSR・ESG担当
2009年4月	当社執行役員株式会社関西オークラ（現株式会社KSオークラ）代表取締役社長	2021年4月	当社取締役常務執行役員コーポレートセンター総務広報、人事、サステナビリティ推進、DX推進担当兼サステナビリティ委員長
2010年3月	当社取締役コーポレートセンター総務部長	2023年1月	当社取締役常務執行役員コーポレートセンター担当兼財務・経営管理部長兼サステナビリティ委員長
2011年3月	当社取締役コーポレートセンター総務部長兼環境安全・品質保証担当兼コーポレートセンター管轄子会社担当	2024年1月	当社取締役常務執行役員コーポレートセンター担当兼サステナビリティ委員長（現在）
2017年3月	当社取締役コーポレートセンター担当兼総務部長		
2018年3月	当社常務取締役コーポレートセンター担当兼総務部長		
2019年1月	当社常務取締役コーポレートセンター担当兼CSR・ESG担当		

#### 重要な兼職の状況

中讃ケーブルビジョン株式会社 代表取締役

#### 取締役候補者とした理由

候補者は、子会社の代表取締役社長を務めた後、2010年より取締役に務めております。管理部門の責任者としての豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

う え た と も お  
**植田 智生** (1962年7月19日生)

再任



所有する当社株式の数  
13,600株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2020年3月	当社取締役執行役員新規材料事業部長
2009年3月	当社新規材料事業部長	2024年3月	当社取締役上席執行役員新規材料事業部長（現在）
2010年3月	当社執行役員新規材料事業部長		
2017年3月	当社取締役新規材料事業部長		

#### 重要な兼職の状況

オー・エル・エス有限公司 代表取締役専務

#### 取締役候補者とした理由

候補者は、新規材料事業部門の製造部門において長年の経験を有しており、2009年より事業部長、2017年より取締役に務めております。新規材料事業部門における豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

か がわ せい ぞう  
香川 清造

(1965年11月20日生)

再任



所有する当社株式の数  
2,031株

**略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況**

1988年4月	当社入社	2020年3月	当社執行役員建材事業部長
2012年5月	当社建材事業部パーティクルボードグループ長	2024年3月	当社上席執行役員建材事業部長
2016年7月	当社執行役員建材事業部パーティクルボードグループ長兼詫間工場長	2025年3月	当社取締役上席執行役員合成樹脂事業部担当兼建材事業部担当 (現在)
2018年4月	当社執行役員建材事業部副事業部長兼パーティクルボードグループ長		

**取締役候補者とした理由**

候補者は、建材事業部門の営業部門において長年の経験を有しており、2016年より執行役員、2020年より事業部長を務めております。また、2025年より取締役を務めております。建材事業部門における豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

こん どう み ほ  
近藤 美穂

(1969年10月13日生)

新任



所有する当社株式の数  
600株

**略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況**

1992年4月	当社入社	2024年1月	当社執行役員コーポレートセンターサステナビリティ推進部長兼法務・知財部長兼環境管理部長 (現在)
2022年4月	当社コーポレートセンターサステナビリティ推進部法務・知財部長兼環境管理部次長		
2023年4月	当社コーポレートセンターサステナビリティ推進部法務・知財部長兼環境管理部長		

**取締役候補者とした理由**

候補者は、2022年より法務・知財部門と環境管理部門の責任者を、2024年より執行役員及びサステナビリティ推進部門の責任者を務めております。サステナビリティ部門における豊富な経験と見識を、当社の経営に活かせるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び海外を除く連結子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員と海外を除く連結子会社の監査役です。各候補者が再任又は選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を填補の対象としており、故意又は重過失に起因する場合は填補されません。被保険者である当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## 第3号議案

## 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。本議案が原案どおり承認可決されれば、監査等委員である取締役は1名減員となりますが、内部監査部門との連携等により監査の実効性は引き続き確保できるものと判断し、5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の答申を受けております。また、監査等委員会の同意も得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当社における地位
1	再任	きた だ 北 田	たかし 隆	社外 独立役員 取締役（監査等委員）
2	再任	なが お 長 尾	せい じ 誠 司	取締役（常勤監査等委員）
3	再任	いい じま 飯 島	な え 奈 絵	社外 独立役員 取締役（監査等委員）
4	再任	わた なべ 渡 邊	よう いち 洋 一	社外 独立役員 取締役（監査等委員）
5	新任	やま ぐち 山 口	よし み 芳 美	社外 独立役員 —

再任 再任取締役候補者      新任 新任取締役候補者      社外 社外取締役候補者      独立役員 独立役員候補者

候補者番号

1

きた だ たかし  
**北田 隆**

(1956年2月24日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数  
2,900株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年3月	公認会計士登録	2014年10月	公認会計士北田隆事務所開設（現在）
1998年4月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2016年3月	当社取締役（監査等委員）（現在） 株式会社ファインデックス社外取締役（監査等委員）（現在）
1999年7月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）		

#### 重要な兼職の状況

公認会計士  
株式会社ファインデックス社外取締役（監査等委員）

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として監査、会計等企業実務に精通しており、幅広い経験と見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、監査・会計の専門家としての観点からの助言と、長らく公認会計士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

候補者番号

2

なが お せい じ  
**長尾 誠司**

(1966年12月15日生)

再任



所有する当社株式の数  
1,400株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1991年4月	当社入社	2021年3月	当社執行役員内部監査室長
2017年3月	当社コーポレートセンター経理部長	2021年4月	当社執行役員内部統制・監査室長
		2022年3月	当社取締役（常勤監査等委員）（現在）

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は、経理部門の責任者を歴任した後、2022年より取締役に務めております。経理部門及び内部監査部門における豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

いい じま な え  
飯島 奈絵

(1964年4月11日生)

再任

社外

独立役員



#### 所有する当社株式の数

0株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1994年4月	弁護士登録、堂島法律事務所（現 弁護士 法人堂島法律事務所）入所	2016年6月	ナビタス株式会社（現 シリウスビジョン 株式会社）社外取締役（監査等委員）
2001年10月	米国ワシントンD.C.カークランド&エリス 法律事務所入所	2019年4月	大阪弁護士会副会長
2002年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2021年6月	株式会社関西みらい銀行社外監査役（現在）
2002年9月	堂島法律事務所（現 弁護士法人堂島法律 事務所）復帰（現在）	2022年3月	当社取締役（監査等委員）（現在）
2003年6月	ナビタス株式会社（現 シリウスビジョン 株式会社）社外監査役	2022年6月	西日本電信電話株式会社（現 NTT西日本 株式会社）社外監査役（現在）
2013年4月	京都大学法科大学院客員教授	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ社 外取締役（監査等委員）	
2015年6月	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ社 外取締役	2024年7月	日本生命保険相互会社社外取締役（監査等 委員）（現在）

#### 重要な兼職の状況

弁護士  
株式会社関西みらい銀行 社外監査役  
NTT西日本株式会社 社外監査役  
日本生命保険相互会社 社外取締役（監査等委員）

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、法律家としての観点からの助言と、長らく弁護士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

4

わた なべ よう いち  
**渡邊 洋一**

(1961年3月21日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

0株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1996年4月	高橋税務会計事務所入所	2021年7月	四国税理士会丸亀支部副支部長
1999年12月	税理士登録	2022年3月	当社取締役(監査等委員)(現在)
2003年4月	渡邊洋一税理士事務所(現 税理士法人ビズブレイン)開設	2022年11月	税理士法人ビズブレイン代表社員(現在)
2020年7月	TKC全国会副会長(現在)	2023年7月	四国税理士会香川県支部連合会理事
2020年9月	TKC四国会会長(現在)	2025年7月	四国税理士会香川県支部連合会常任理事(現在)
		2025年7月	四国税理士会丸亀支部支部長(現在)

#### 重要な兼職の状況

税理士  
四国税理士会香川県支部連合会 常任理事  
四国税理士会丸亀支部 支部長  
TKC全国会 副会長  
TKC四国会 会長

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として監査、会計等企業実務に精通しており、幅広い経験と見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、税務の専門家としての観点からの助言と、長らく税理士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

5

やま ぐち よし み  
山口 芳美

(1957年5月12日生)

新任

社外

独立役員



### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年4月	日本興業株式会社入社	2020年6月	同社取締役常務執行役員管理部門管掌兼総務人事部長
2007年6月	同社執行役員総務部長	2024年6月	同社代表取締役社長兼社長執行役員管理部門管掌
2012年4月	同社執行役員管理部長兼総務担当部長	2025年6月	同社代表取締役社長兼社長執行役員（現在）
2012年6月	同社取締役執行役員管理部長兼総務担当部長		
2015年4月	同社取締役執行役員総務人事部長		
2019年6月	同社取締役執行役員管理部門管掌兼総務人事部長		

### 重要な兼職の状況

日本興業株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり他の企業で管理者や経営者としての要職を歴任されており、豊富な業務経験と知識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、異なる企業文化で育まれた独自の観点からの助言と、経営者として有する知見に基づく経営のチェック監督機能及び企業統治の強化であります。

### 所有する当社株式の数

0株

- (注) 1. 北田隆氏、飯島奈絵氏、渡邊洋一氏及び山口芳美氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、北田隆氏、飯島奈絵氏及び渡邊洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、山口芳美氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
4. 北田隆氏、長尾誠司氏、飯島奈絵氏及び渡邊洋一氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。また、山口芳美氏が選任された場合、当社は同氏と当該契約を新たに締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び海外を除く連結子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員と海外を除く連結子会社の監査役です。各候補者が再任又は選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を填補の対象としており、故意又は重過失に起因する場合は填補されません。被保険者である当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## 第4号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社は、2016年3月23日開催の第96期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬額は年額220百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいています。（同定時株主総会終結時の対象取締役の員数は6名）

この度、近年の事業環境の変化に伴う取締役の責務や役割等諸般の事情を考慮いたしまして、対象取締役の報酬額を年額300百万円以内に改定したいと存じます。当該報酬額は、対象取締役の職責に照らして相当であると判断しております。なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の答申を受けております。

現在の対象取締役の員数は5名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は6名となります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）  
に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件

当社は、2020年3月26日開催の第100期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額5千万円以内とすること、ならびに各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数を40,000株を上限とすることにつき、ご承認をいただいております。

この度、対象取締役が、株価変動におけるリスクを株主の皆様と共有しつつ、株主価値及び企業価値の向上に資する経営行動を一層促進することを目的として、現在の金銭報酬債権の総額を基礎として割当株式数を算定する方法から、株式数を基礎とした設計へ変更することといたします。

これに伴い、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数を20,000株を上限として改定いたしたいと存じます。

本改定は、近年の事業環境の変化に伴う対象取締役の責務や役割等諸般の事情を総合的に勘案して決定したものであり、その内容は相当なものであると考えております。なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の答申を受けております。第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」及び本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合は、現状の概ね8：1：1から、概ね7：1.5：1.5に変更されます。

現在の対象取締役の員数は5名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は6名となります。

## 【ご参考】株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

当社では「大倉工業グループコーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、取締役会の役割・構成、取締役候補者の指名方針等について規定しています。

取締役会は、重要な経営の意思決定を行うとともに、適切に経営を監督するため「企業経営」「事業戦略・マーケティング」「技術・生産・開発・知財」「財務会計」「総務広報・人事労務・法務」「サステナビリティ」の各項目について、豊富な経験と高度な専門的知識を有する取締役を選任しています。

区分	氏名	当社における役職・担当、資格等		取締役に期待する分野					
		役職	担当、資格等	企業経営	事業戦略・マーケティング	技術・生産・開発・知財	財務会計	総務広報・人事労務・法務	サステナビリティ
社内取締役	神田 進	代表取締役会長		○					
	福田 英司	代表取締役社長執行役員・指名報酬委員		○					
	田中 祥友	取締役常務執行役員	コーポレートセンター財務・経営管理担当				○	○	○
	植田 智生	取締役常務執行役員	新規材料事業部長		○	○	○		○
	香川 清造	取締役上席執行役員	合成樹脂事業部担当 兼建材事業部担当		○	○	○		○
	近藤 美穂	取締役上席執行役員	コーポレートセンター総務・人事担当 兼サステナビリティ推進担当 兼品質保証担当兼DX推進担当 兼サステナビリティ委員長			○		○	○
	長尾 誠司	取締役常勤監査等委員					○	○	○
	北田 隆	独立社外取締役監査等委員長・指名報酬委員長	公認会計士				○		○
	飯島 奈絵	独立社外取締役監査等委員・指名報酬委員	弁護士					○	○
	渡邊 洋一	独立社外取締役監査等委員・指名報酬委員	税理士				○		○
山口 芳美	独立社外取締役監査等委員・指名報酬委員	日本興業株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員	○						

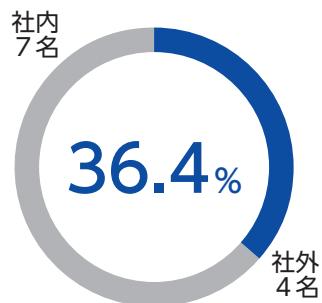
(注) 上記の一覧表は、各取締役の保有する知識と経験のすべてを表したものではなく、会社として特に発揮を期待するスキルを記載しております。

## スキル・マトリックスの各項目について

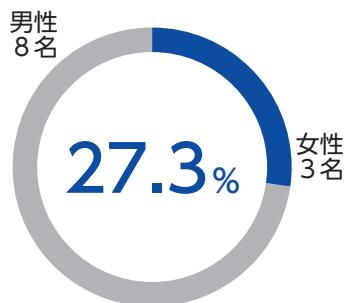
スキル項目	スキルの定義
企業経営	企業価値の持続的向上に向け、全社戦略・ガバナンス・資本配分・リスク管理を統合して経営判断できる能力
事業戦略・マーケティング	市場機会を特定し、競争優位を生み出す事業設計と収益モデル構築の能力
技術・生産・開発・知財	技術戦略・知財戦略とプロセス開発・製品開発を通じ、差別化と競争力を創出する能力
財務会計	企業価値向上に資する財務戦略と管理会計を設計・監督する能力
総務広報・人事労務・法務	人材戦略・労務ガバナンスに加え、法務・広報を通じステークホルダーの信頼を構築する能力
サステナビリティ	企業価値と社会価値の両立に向け、重要なESG課題を特定・統合し企業戦略へ反映する能力

## 取締役会の構成

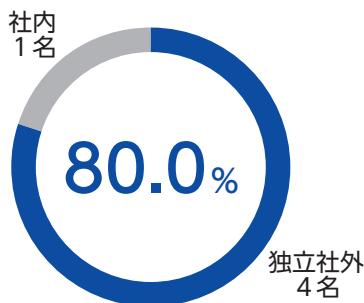
### 社外取締役比率



### 女性取締役比率



### 監査等委員の 独立社外取締役比率



以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇に伴う個人消費の落ち込みによる影響を受けたものの、所得環境の改善やインバウンド需要が堅調に推移していることなどにより、緩やかな回復基調で推移しました。また、先行きにつきましては、物価高対策を含む総合経済対策の実施などへの期待感があるものの、財政拡大に伴う長期金利の上昇や日銀の政策金利引き上げ、人手不足、日中関係の不安定化などが懸念されることから、今後を見通すことが依然として困難であり、不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、新規材料事業において大型液晶テレビ用ハイエンドディスプレイ向け光学フィルムが好調に推移したことなどにより、当連結会計年度の売上高は866億5千8百万円（前年同期比6.7%増）となりました。

利益面では、売上高の増加に加えて、新規材料事業において昨年稼働を開始した新工場の操業が安定してきたことや生産性の向上によるコスト削減が寄与したことなどにより、営業利益は61億8千5百万円（前年同期比35.5%増）、経常利益は64億2千8百万円（前年同期比25.8%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、合成樹脂事業において減損損失を計上したことなどにより、38億1千5百万円（前年同期比12.5%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

事業セグメント別の状況

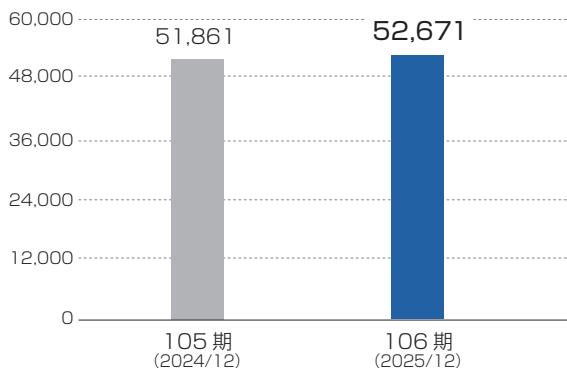
合成樹脂事業



物価上昇に伴う需要逡減により食品や日用品を中心とした包装用フィルムの販売数量は減少しました。一方で、環境保全意識の高まりを背景に詰替用パウチやシュリンクフィルム及び農業用フィルムの薄膜品などの環境貢献製品は販売が堅調であり、光学用途の工業用プロセスフィルムの販売も好調に推移しました。この結果、売上高は526億7千1百万円（前年同期比1.6%増）となりました。また、営業利益は販売価格改定や生産性の向上などによるコスト削減が寄与したことで、55億2千4百万円（前年同期比24.0%増）となりました。

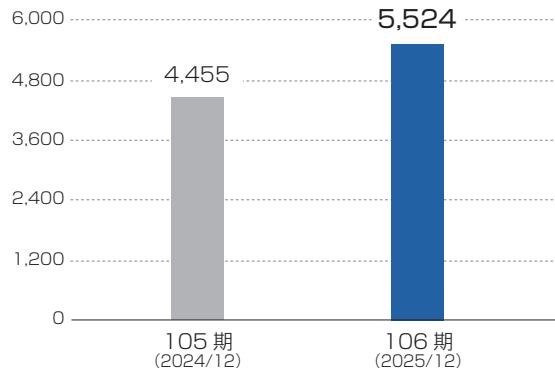
売上高の推移

(単位:百万円)



営業利益の推移

(単位:百万円)



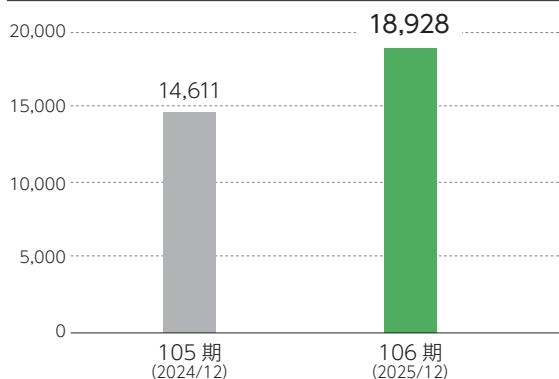
## 新規材料事業



大型液晶テレビ用ハイエンドディスプレイ向け光学フィルムが好調に推移したことにより、売上高は189億2千8百万円（前年同期比29.6%増）となりました。営業利益は売上高の増加に加えて、昨年稼働を開始した新工場の操業が安定してきたことなどにより、24億8千1百万円（前年同期比98.9%増）となりました。

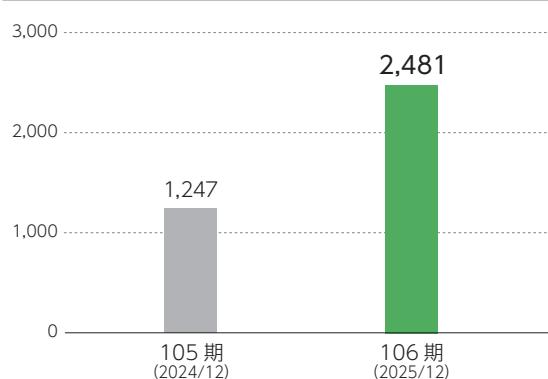
売上高の推移

(単位:百万円)



営業利益の推移

(単位:百万円)



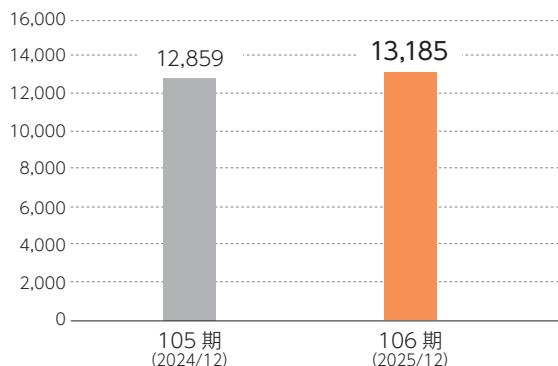
## 建材事業



基盤事業のパーティクルボード事業は新設住宅着工戸数の減少が続く中、ラミネート用基材の拡販に取り組みましたが、販売数量は前年を下回りました。木材加工事業では、販路拡大や省施工パネルの取組みが進んだことで前年を上回り、売上高は131億8千5百万円（前年同期比2.5%増）となりました。一方、営業利益は売上高が増加したものの、一部在庫の評価損が発生した影響などにより、5億6千4百万円（前年同期比40.4%減）となりました。

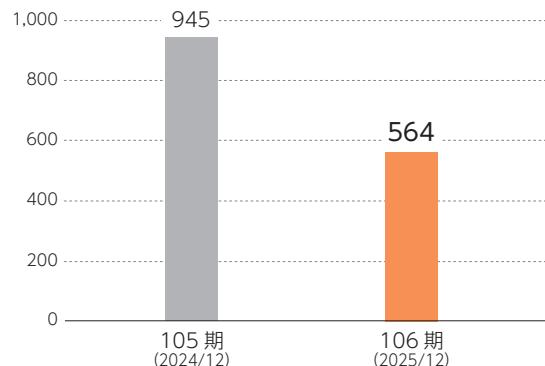
売上高の推移

(単位:百万円)



営業利益の推移

(単位:百万円)



## その他



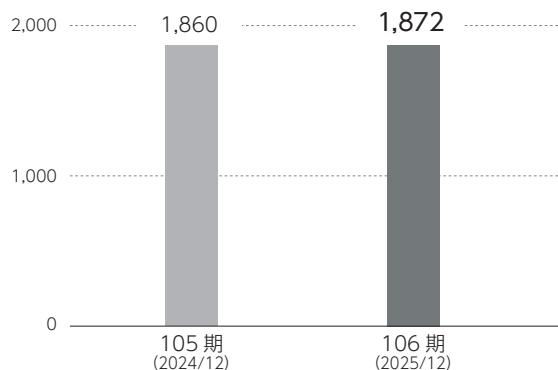
売上高構成比

2.2%

情報処理システム開発事業において調剤薬局向けシステムの販売台数が減少しましたが、ホテル事業でインバウンドによる宿泊が増加したことなどにより、その他全体の売上高は18億7千2百万円（前年同期比0.6%増）となりました。営業利益は情報処理システム開発事業の調剤薬局向けシステムの更新に伴う開発費用の増加などにより、4億7千4百万円（前年同期比4.1%減）となりました。

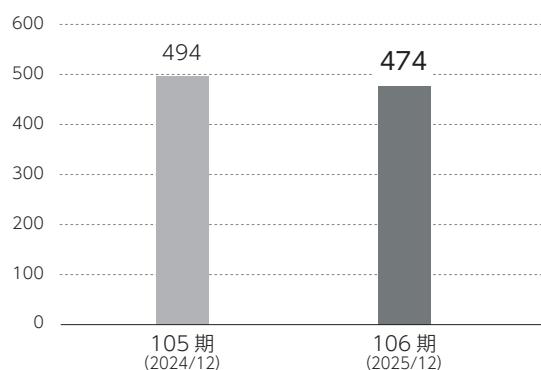
売上高の推移

(単位:百万円)



営業利益の推移

(単位:百万円)



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は84億6百万円であります。その主なものは、建材事業の木質構造材料新工場などであります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、経営ビジョンNext10(2030)及び中期経営計画(2027)の目標を達成することにあります。

当社グループは、経営ビジョンNext10(2030)でのありたい姿「要素技術を通じて、新たな価値を創造し、お客様から選ばれるソリューションパートナー」の実現と、中期経営計画(2027)の達成を最重要課題と認識しております。中期経営計画(2027)は、「事業領域の拡大」のステージと位置づけ、財務目標として2027年に売上高930億円、営業利益70億円、調整後ROE7.5%と設定しております。これらの目標達成に向け、2025年においては、売上高850億円、営業利益53億円、親会社株主に帰属する当期純利益44億円の目標に対して、売上高866億円、営業利益61億円、親会社株主に帰属する当期純利益38億円となりました。

外部環境は、原料価格が現在比較的安定しておりますが、中国、米国、中東の情勢不安や地政学的混乱の影響と国内外のエチレンメーカー再編の可能性があり、原料価格の動向には引き続き注視が必要であります。光学関連市場では、65インチ以上の大型化傾向が継続し、高精細、高輝度、広視野角といった液晶テレビの高機能化が進むため、広幅光学フィルムの需要が増加すると予測しております。住宅市場では、人口減少に伴い、新設住宅着工戸数は減少傾向にありますが、リフォーム適齢期の住宅が約8割以上を占めるため、リフォーム需要が高まると見込んでおります。このような外部環境の中、国内事業はR&D機能の強化、高機能・高付加価値事業に注力し、汎用化・労働集約型事業は、生産拠点の海外化や海外のパートナー企業との連携を模索していきます。

財務戦略は、資本効率性の向上を重視し、政策保有株式の縮減を進め、2030年には連結純資産比率10%未満とすることと、株主還元については株主重視の配当を目指します。

また、非財務戦略は、中長期的に企業価値を向上させるため、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンス改革と、サステナビリティ推進部が進めるESG各テーマへの取組みが、中期経営計画（2027）ではさらに重要度を増すと考えています。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第 103 期	2023年度 第 104 期	2024年度 第 105 期	2025年度 (当連結会計年度) 第 106 期
売 上 高	77,260百万円	78,863百万円	81,192百万円	86,658百万円
経 常 利 益	4,275百万円	5,417百万円	5,111百万円	6,428百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,788百万円	4,315百万円	4,359百万円	3,815百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	317.45円	359.29円	363.96円	335.29円
総 資 産	90,234百万円	100,272百万円	103,014百万円	103,043百万円
純 資 産	55,591百万円	60,869百万円	62,075百万円	63,134百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）に基づいて算出しております。
2. 第103期は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が残っているものの、合成樹脂事業においてコスト上昇分について製品価格への転嫁が進んだことや建材事業において販売数量が増加したことなどにより、収益認識会計基準適用前の売上高は増加しました。しかし、原材料価格上昇や電力・光熱費用の増加などにより経常利益は減少しました。
3. 第104期は、新規材料事業において受注が増加したことなどにより、売上高は増加しました。また、売上高の増加や生産性の向上によるコスト削減などにより経常利益も増加しました。
4. 第105期は、新規材料事業において受注が増加したことなどにより、売上高は増加しました。しかし、新工場の品質安定化に伴う費用の増加などにより経常利益は減少しました。
5. 第106期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## 事業報告

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 K S オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社九州オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社埼玉オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社オークラプロダクツ	50百万円	100%	合成樹脂製品製造業
株式会社ユニオン・グラビア	10百万円	100%	製版事業
株式会社オークラプレカットシステム	100百万円	100%	木材加工事業
株式会社オークラハウス	40百万円	100%	宅地造成及び建物建築事業
オークラホテル株式会社	100百万円	100%	ホテル事業
オークラ情報システム株式会社	12百万円	100%	情報処理システム開発事業

### (7) 主要な事業内容

区分	主要製品等
合成樹脂事業	ポリエチレンフィルム、ポリプロピレンフィルム等
新規材料事業	光学機能性フィルム等
建材事業	パーティクルボード、加工ボード、加工合板、木材加工、宅地造成及び建物建築等
その他の事業	ホテル事業、情報処理システム開発事業及び不動産賃貸事業等

## (8) 主要な営業所及び工場

### ①当社の主要な営業所及び工場

香川県内 本社

合成樹脂事業（丸亀第四工場、丸亀第五工場、仲南工場）

新規材料事業（A棟～D棟、G棟、H棟、北棟）

建材事業（詫間工場）

香川県外 合成樹脂事業（東京支店、名古屋支店、大阪支店）

### ②子会社の主要な営業所及び工場

会 社 名	営 業 所 及 び 工 場
株 式 会 社 K S オ ー ク ラ	本社（滋賀県）、静岡工場（静岡県）
株 式 会 社 九 州 オ ー ク ラ	本社（熊本県）
株 式 会 社 埼 玉 オ ー ク ラ	本社（埼玉県）
株 式 会 社 オ ー ク ラ プ ロ ダ ク ツ	本社（香川県）、岡山工場（岡山県）
株 式 会 社 ユ ニ オ ン ・ グ ラ ビ ア	本社（香川県）
株 式 会 社 オ ー ク ラ プ レ カ ッ ト シ ス テ ム	本社（香川県）
株 式 会 社 オ ー ク ラ ハ ウ ス	本社（香川県）
オ ー ク ラ ホ テ ル 株 式 会 社	本社（香川県）
オ ー ク ラ 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社	本社（香川県）

## 事業報告

### (9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	臨 時 従 業 員 数
合 成 樹 脂 事 業	1,129名	△64名	180名
新 規 材 料 事 業	326名	25名	13名
建 材 事 業	161名	14名	19名
そ の 他 の 事 業	102名	△6名	53名
全 社 (共 通)	165名	23名	15名
合 計	1,883名	△8名	280名

(注) 臨時従業員数は、準社員（常用労働者）を含んでおります。

### (10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 中 国 銀 行	2,155百万円
株 式 会 社 伊 予 銀 行	851百万円
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	851百万円
株 式 会 社 香 川 銀 行	851百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	650百万円
株 式 会 社 四 国 銀 行	425百万円

(注) 借入金残高は、短期借入金及び長期借入金の合計金額であります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,021,600株  
(2) 発行済株式の総数 11,296,161株 (自己株式1,118,709株を除く。)  
(3) 株主数 21,680名  
(4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	887千株	7.86%
住友化学株式会社	674千株	5.97%
大倉工業従業員持株会	422千株	3.74%
日本生命保険相互会社	375千株	3.32%
住友林業株式会社	315千株	2.80%
株式会社ヤクルト本社	251千株	2.23%
株式会社中国銀行	213千株	1.89%
松田 滋 明	181千株	1.61%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	164千株	1.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託C B C口)	154千株	1.36%

- (注) 1. 当社は自己株式1,118,709株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
2. 「日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託C B C口)」名義の株式154千株はCBC株式会社が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであります。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

2020年3月26日開催の第100期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。2025年3月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年4月10日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名に対し自己株式4,000株の処分を行っております。

## 事業報告

### (6) その他株式に関する重要な事項

#### 自己株式の取得

2024年6月21日開催の取締役会の決議に基づき、当事業年度において、以下のとおり自己株式の取得をいたしました。

	取 得 概 要
取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	338,500株
取得価額の総額	1,227,064,662円
取得期間	2025年1月1日から2025年6月20日（約定ベース）
取得方法	東京証券取引所における市場買付

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
神田 進	代表取締役会長	
福田 英司	代表取締役社長執行役員	
田中 祥友	取締役常務執行役員 (コーポレートセンター担当兼サステナビリティ委員長)	大友化成株式会社 代表取締役社長 中讃ケーブルビジョン株式会社 代表取締役
植田 智生	取締役上席執行役員 (新規材料事業部長)	オー・エル・エス有限会社 代表取締役専務
香川 清造	取締役上席執行役員 (合成樹脂事業部担当兼建材事業部担当)	
北田 隆	取締役 (監査等委員)	公認会計士 株式会社ファインデックス 社外取締役 (監査等委員)
長尾 誠司	取締役 (常勤監査等委員)	
馬場 俊夫	取締役 (監査等委員)	弁護士
飯島 奈絵	取締役 (監査等委員)	弁護士 株式会社関西みらい銀行 社外監査役 NTT西日本株式会社 社外監査役 日本生命保険相互会社 社外取締役 (監査等委員)
渡邊 洋一	取締役 (監査等委員)	税理士 四国税理士会香川県支部連合会 常任理事 四国税理士会丸亀支部 支部長 T K C 全国会 副会長 T K C 四国会 会長
齋藤 伸	取締役 (監査等委員)	住友化学株式会社経営企画室担当部長

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 北田隆氏、馬場俊夫氏、飯島奈絵氏、渡邊洋一氏及び齋藤伸氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会による監査の実効性を高めるため、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図るべく、長尾誠司氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) 北田隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (常勤監査等委員) 長尾誠司氏は、当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 (監査等委員) 渡邊洋一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## 事業報告

### 6. 当事業年度中の取締役の異動

①2025年3月26日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって、取締役高濱和則氏は退任いたしました。同株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）齋藤繁範氏は辞任により退任いたしました。

②同株主総会において新たに香川清造氏が取締役上席執行役員に、齋藤伸氏が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

7. 取締役（監査等委員）北田隆氏、馬場俊夫氏、飯島奈絵氏及び渡邊洋一氏は、東京証券取引所に独立役員として届出を行っております。

8. 2025年12月31日現在における執行役員は次の7名であります。

氏名	役職名
寺元 義純	上席執行役員 合成樹脂事業部長
八十 徹也	執行役員 建材事業部長
平場 智康	執行役員 合成樹脂事業部事業管理部長兼グループ会社統括
大西 一真	執行役員 R & Dセンター長
野口 克弘	執行役員 新規材料事業部光学材料BU長
近藤 美穂	執行役員 コーポレートセンターサステナビリティ推進部長兼法務・知財部長兼環境管理部長
木村 雅則	執行役員 コーポレートセンター財務・経営管理部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（常勤監査等委員）長尾誠司氏ならびに取締役（監査等委員）北田隆氏、馬場俊夫氏、飯島奈絵氏、渡邊洋一氏及び齋藤伸氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び海外を除く連結子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員と海外を除く連結子会社の監査役です。当該保険契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を填補の対象としており、故意又は重過失に起因する場合は填補されません。被保険者である当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下、「決定方針」という。)を決議しております。決定方針の内容の概要は次のとおりです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、指名報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認した上で、決定しているため取締役会も基本的にその決定を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

##### a. 役員報酬ポリシー

取締役の報酬は、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系となっています。また、株式報酬制度を導入することで、株主様と同じ目線に立った経営を推進し、会社の中長期的な成長を動機づけるものであります。取締役(監査等委員)及び社外取締役は、固定報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬の対象外であり、企業業績に左右されない報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保しています。

##### b. 報酬体系

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成されています。基本報酬は、役位に応じて設定する固定額を毎月支給する金銭報酬です。業績連動報酬は、取締役の報酬を会社業績と貢献度に連動させることで、業績向上意欲を高める業績連動金銭報酬です。株式報酬は、取締役が株価変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な成長と企業価値の増大を目指すもので、役位別に設定した額に割当てられる譲渡制限付株式報酬となっています。

また、取締役の基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合は概ね 8 : 1 : 1 となっています。

c. 役員報酬額水準

国内の同業・同規模上場企業の役員報酬水準をベンチマークとし、当社従業員の前年度の賞与水準や業績を総合的に勘案して設定しています。

d. 報酬決定手順

取締役の個人別報酬額については公正性及び透明性を確保するため、取締役会が指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会が決定します。また、譲渡制限付株式報酬は、各取締役に割当てられる株式数を定時株主総会後の取締役会にて決議します。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は会社業績との連動性を確保するため、役位別に設定した基本額に、前年度の従業員賞与指数と取締役担当部門の業績指数（売上高指標・経常利益指標）を乗じた金額をベースとして、それぞれの市場環境や戦略性を勘案し、指名報酬委員会が決定します。当該指数を選択した理由は、従業員賞与指数については、従業員報酬と連動することによって、労使の一体感をより高めるためであります。また、業績指数については、所管の担当部門の業績の中でも最も明確な売上高・経常利益という数値を用いることにより、業績連動としての明確性を高めるとともに各員のモチベーションアップを図ることを目的としております。なお、当事業年度に係る業績指数である売上高・経常利益については、27頁の「(5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

③非金銭報酬等に関する事項

取締役が株価変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な成長と企業価値の増大を目指すため、取締役に対して非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を支給しております。

各事業年度に割当ての譲渡制限付株式総数の上限は40,000株（年額50百万円以内）で譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任する日（ただし、当該退職及び退任の日が、3月31日以前の日である場合には、4月1日）までとしております。

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

なお、当該株式報酬の交付状況は、31頁の「(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

#### ④取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年3月23日開催の第96期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額220百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいています。(同定時総会終結時の対象取締役の員数は6名)また、2020年3月26日開催の第100期定時株主総会にて、事前交付型の譲渡制限付株式報酬の導入にあたって、株式報酬額を年額220百万円の別枠にて年額50百万円以内と決議いただいています。(同定時総会終結時の対象取締役の員数は6名)

2022年3月24日開催の第102期定時株主総会において、取締役(監査等委員)の報酬額は年額50百万円以内と決議いただいています。(同定時総会終結時の取締役(監査等委員)の員数は6名)

#### ⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、2022年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、指名報酬委員会が当事業年度の取締役の個人別金銭報酬額を決定しております。

その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、当社の業績や経営環境、各取締役の職務・経験・業績に対する貢献度及び従業員に対する処遇との整合性等を考慮し、個人別の報酬等の内容の決定を委任するものであります。

これらの権限を指名報酬委員会に委任した理由は、当委員会が過半数の委員を独立社外取締役で構成する当社取締役会の任意の諮問委員会であり、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について公正な評価を行うことが適していると判断したためです。同委員会は

## 事業報告

社外取締役（監査等委員）である北田隆氏を委員長として、代表取締役社長執行役員の福田英司氏、社外取締役（監査等委員）の馬場俊夫氏、飯島奈絵氏及び渡邊洋一氏の5名で構成されております。

### ⑥当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	186 (-)	142 (-)	28 (-)	15 (-)	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	45 (31)	45 (31)	- (-)	- (-)	7 (6)

- (注) 1. 上記には、2025年3月26日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。  
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）北田隆氏は、株式会社ファインデックス社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社は同社との間に特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）飯島奈絵氏は、株式会社関西みらい銀行社外監査役、NTT西日本株式会社社外監査役及び日本生命保険相互会社社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社は株式会社関西みらい銀行、NTT西日本株式会社及び日本生命保険相互会社との間に特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）齋藤伸氏は、住友化学株式会社経営企画室担当部長を兼務しております。住友化学株式会社は当社の大株主であるとともに、特定関係事業者（主要な取引先）であります。当社と同社の間には経常的な営業取引関係があります。

### ②主要取引先等特定関係事業者との関係

社外取締役（監査等委員）馬場俊夫氏の三親等以内の親族は、当社に従業員として勤務しております。

### ③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	北 田 隆	取締役会 16回／16回 監査等委員会 13回／13回 指名報酬委員会 4回／4回	主に公認会計士としての専門的見地に基づく豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員長を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	馬 場 俊 夫	取締役会 13回／16回 監査等委員会 10回／13回 指名報酬委員会 3回／4回	主に弁護士としての専門的見地に基づく豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	飯 島 奈 絵	取締役会 16回／16回 監査等委員会 13回／13回 指名報酬委員会 4回／4回	主に弁護士としての専門的見地に基づく豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	渡 邊 洋 一	取締役会 16回／16回 監査等委員会 13回／13回 指名報酬委員会 3回／4回	主に税理士としての専門的見地に基づく豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	齋 藤 伸	取締役会 12回／12回 監査等委員会 10回／10回	主に大手化学メーカーにおける豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。

(注) 取締役（監査等委員）齋藤伸氏は、2025年3月26日開催の第105期定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2025年3月26日以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額は区分しておらず、実質的にも区分ができないため、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が適正に職務を遂行することが困難であると認められる場合等、会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価基準」に基づき、会計監査人の評価を実施いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決定しております。

#### ①経営及び業務執行の根幹となる基本理念

当社は、社会から信頼される企業であり続けるために、社会との共生を念頭に企業の成長を目指しています。これまで「人ひとりを大切に」、「地域社会への貢献」、「お客様を第一に」という当社の経営理念のもと、変化する社会環境の中でE（環境）、S（社会）、G（統治）を重視した事業運営を行ってきました。今後は、2020年に特定した事業を通じたソリューション提供への重要課題「マテリアリティ」と「事業継続のための基盤」を基に、サステナビリティを経営戦略の中心とした積極的な活動を推進し、持続的発展可能な社会づくりへの貢献を目指します。

#### ②当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動において法令等を順守するためにコンプライアンス・プログラムを策定しています。これは、三つの部分で構成されます。

第一に、組織として二つの委員会を設置しています。「コンプライアンス委員会」は、代表取締役社長執行役員を委員長とし、取締役を中心として構成します。同委員会は、重要事項の決定や改善勧告等を行います。「コンプライアンス実行委員会」は、各部署より選出された従業員で構成し、浸透活動や各種通達等を実施します。

第二に、内部通報制度を制定しています。コンプライアンス違反事項を発見した当社グループの従業員等は、社内外に設置された複数の窓口に対して、電話等の手段を用いて通報又は相談することができます。会社はこの通報を理由とする不利益処分を一切行わないと明言しており、規程に明記しています。以上により、コンプライアンス違反事項を早期に察知し、事態の悪化を防ぎます。

第三に、「倫理綱領」、「倫理行動基準」、「ケーススタディ集」という三つの文書を定めています。そして、これらすべての文書を当社グループの全従業員が閲覧可能な状態を常に保持しています。当社は、このコンプライアンス・プログラムの内容を定期的に見直す

とともに、違反事項の発生時には改善勧告や懲戒処分を行うことにより、法令順守の体制を維持します。

### ③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、業務文書の作成・管理・保存について規定する文書管理規程を定めています。この規定に従い、取締役の職務執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に保存し、管理します。取締役は、この文書又は電磁的媒体を常時閲覧できます。

### ④当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、法務、知的財産、情報セキュリティ、安全衛生等に関わる当社グループ全体の各種のリスクについて、コーポレートセンターの各担当部署が有機的に連携しながら網羅的に管理します。特に製品の品質については、専門部署が全社的な観点に基づき、各事業部門の品質管理担当部署と連携しながら定期的に品質内部監査を実施するなどして、品質マネジメントシステムの維持改善に努めます。また、環境保全についても、品質と同様にマネジメントシステムを構築し、持続可能な社会の実現への貢献を目指します。

これらの各担当部署は、日常的にコーポレートセンター内及び各事業部門との間で情報交換や意見聴取を行い、損失の危険に関わると思われる情報については、都度コーポレートセンターを担当する取締役を通じて取締役会及び監査等委員会に報告を行います。

また、天災や事故災害等の重大事態の発生時には、コーポレートセンターを中心とする緊急対策本部を設置し対応します。

### ⑤当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を原則として月1回開催して、事業の進捗状況の把握と経営上の重要事項の決定を行います。また、当社は定款により取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期を1年と定めています。この目的は、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するためです。加えて、経営に有益な専門的見識と経験を備えた社外取締役を3名以上選任し、取締役会の議論の透明性向上と効率性強化を図ります。

また当社は、監査等委員会設置会社を選択しています。監査等委員は、前記見識や経験に加えて監査に有益な専門的能力を備えた取締役で構成しており、経営監視機能の強化を図ります。

他方、当社は執行役員による経営会議を原則月2回開催して、授權範囲内での最終意思決定を行い迅速な執行を実現します。さらに、取締役会で議論すべき事項を事前に審議することにより、取締役会の円滑な意思決定に寄与します。

当社グループの各企業においては、その規模や事業内容に応じて柔軟な経営組織や体制を選択しており、親会社である当社の方針と軌を一にした経営を行います。

また当社及び当社グループでは、Next10(2030)と銘打った長期的なビジョンに基づく3ヵ年中期経営計画及び年度予算計画を策定し、この計画に基づいて事業計画の立案と進捗管理を行います。そして、定期的に計画と実績の乖離を確認して目標の達成に努めます。

#### ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社関連会社運営基準を定めており、当社の子会社は、原則的にこの基準に従って経営及び業務運営を行います。また、当社の子会社は、各事業部門管轄子会社とコーポレートセンター管轄子会社に二分されます。各事業部門管轄子会社においては当該事業部門長が、コーポレートセンター管轄子会社については担当取締役が各々の経営の指導及び支援を行うとともに、必要に応じてコーポレートセンターが助言や支援を行います。

当社は、各管轄部門より子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役等及び使用人の職務執行の効率化を図るとともに、その内容が法令・定款に適合していることを確認します。

また、子会社が多額の投資等の重要事項を決定する際には、当社の経営会議及び取締役会に上程又は報告することにより、適正な業務執行を可能ならしめるよう努めます。

さらに当社は、当社のコンプライアンス・プログラムの一部を子会社と共有し、子会社の取締役と従業員が一体となった順法精神と規範意識の醸成を図ります。特に内部通報制度に関しては、子会社で働くすべての従業員が当社の通報窓口で直接通報できる制度運用に努めます。

また当社は、子会社における取締役又は監査役を招集して実施する会議を定期的に行き、子会社の取締役及び監査役との意見交換を行います。

- ⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及びその取締役及び使用人の当該会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、取締役会に対して、その職務を補助するため補助者の配置を求めることができるものとし、取締役会はその具体的な内容について監査等委員会と協議の上決定します。監査等委員会より命令を受けた当該補助者はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとします。当該補助者の人事異動等については、会社は監査等委員会の意見を参考に決定します。

また、当該補助者は他の使用人としての業務を兼務している場合においても、監査等委員会に係る業務に優先して従事します。

- ⑧当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を発見した時は、これを直ちにかつ適切な方法により監査等委員会に報告する義務を負います。なお、当社グループは、当該報告を行ったことを理由として、報告者に不利な取扱いを行うことを禁止しています。

監査等委員は、各種の社内における重要な会議等にも出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めます。

また内部通報担当部署は、内部通報制度による内部通報があった際には、監査等委員会に対して、すべての通報内容及び調査結果を遅滞なく報告するものとします。さらに、監査等委員会独自の内部通報制度も設置し、経営層に係るような重大な案件については独自に調査可能な状態を整えています。

- ⑨監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役との定期的な会合において意見交換を行います。

監査等委員会は内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要がある時は追加監査の実施等を求めることができます。

また監査等委員会は、会計監査人との定期的な会合を行い、会計監査内容の報告を受けるとともに意見交換を行います。

⑪財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努めます。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、対決し、一切の関係を遮断します。この考え方は、当社の「倫理行動基準」に明記しており、当社グループの全従業員に共有されています。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制・監査室がモニタリングし、改善を進めております。また当社は、本年度においては、取締役会を16回、監査等委員会を13回、経営会議を22回開催し、法令・定款への適合性と業務の適正性の観点から審議を行いました。

②コンプライアンス

当社はコンプライアンス・プログラムを有しており、それに従って当社は従業員等に対して教育や浸透活動を実施しました。また、内部通報制度を設けており、当該制度を通じて寄せられた通報内容を活用して、コンプライアンスの実効性向上に努めました。グルー

## 事業報告

各社は、その会社規模に応じて当社のコンプライアンス・プログラムを準用しており、内部通報制度についてはグループ全社に窓口を開放して受付を行っております。

### ③リスク管理体制

本年度に発生した各種のリスクに対しては、コーポレートセンターの各担当部署が事業部門と連携して対応に当たるとともに、必要に応じてその内容を取締役に報告しました。

### ④内部監査

内部統制・監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しました。

### ⑤監査等委員会

監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役会、経営会議等の出席等を通じて、取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監査監督を行いました。

監査等委員会は、代表取締役のほか、会計監査人との定期的な会合をもち、意見及び情報の交換を行いました。

監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と緊密な連携を図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しています。

(備考) 本事業報告中に記載の百万円単位の金額及び千株単位の株式数は、数値未満を切り捨てております。

# 連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>52,664</b>
現金及び預金	7,984
受取手形	901
売掛金	19,263
電子記録債権	9,656
商品及び製品	5,947
仕掛品	1,218
原材料及び貯蔵品	5,497
販売用不動産	264
その他	1,931
<b>固定資産</b>	<b>50,378</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>34,924</b>
建物及び構築物	15,106
機械装置及び運搬具	8,209
土地	5,763
建設仮勘定	5,214
その他	629
<b>無形固定資産</b>	<b>1,960</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,493</b>
投資有価証券	10,540
長期貸付金	1,165
退職給付に係る資産	385
繰延税金資産	83
その他	1,318
<b>資産合計</b>	<b>103,043</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>34,478</b>
買掛金	16,911
電子記録債務	2,058
短期借入金	5,474
1年内返済予定の長期借入金	389
未払金	2,630
未払法人税等	900
設備関係電子記録債務	1,302
前受金	510
その他	4,299
<b>固定負債</b>	<b>5,430</b>
長期借入金	869
繰延税金負債	658
退職給付に係る負債	3,113
その他	789
<b>負債合計</b>	<b>39,909</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>56,972</b>
資本金	8,619
資本剰余金	9,118
利益剰余金	42,280
自己株式	△3,046
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,126</b>
その他有価証券評価差額金	5,080
為替換算調整勘定	285
退職給付に係る調整累計額	760
<b>非支配株主持分</b>	<b>35</b>
<b>純資産合計</b>	<b>63,134</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>103,043</b>

# 連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	金額
売上高		86,658
売上原価		69,119
<b>売上総利益</b>		<b>17,538</b>
販売費及び一般管理費		11,353
<b>営業利益</b>		<b>6,185</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	395	
その他の収益	79	475
営業外費用		
支払利息	58	
為替差損	15	
支払手数料	124	
その他の費用	33	232
<b>経常利益</b>		<b>6,428</b>
特別利益		
固定資産売却益	20	20
特別損失		
固定資産除売却損	146	
減損損失	1,098	
特別退職金	2	1,246
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>5,201</b>
法人税、住民税及び事業税	1,421	
法人税等調整額	△38	1,383
<b>当期純利益</b>		<b>3,818</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>3</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>3,815</b>

# 連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,619	9,113	40,759	△1,824	56,667
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,294		△2,294
親会社株主に帰属する当期純利益			3,815		3,815
自己株式の取得				△1,231	△1,231
自己株式の処分				10	10
自己株式処分差益		5			5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	5	1,520	△1,221	304
当期末残高	8,619	9,118	42,280	△3,046	56,972

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,017	269	89	5,376	31	62,075
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,294
親会社株主に帰属する当期純利益						3,815
自己株式の取得						△1,231
自己株式の処分						10
自己株式処分差益						5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	63	15	670	749	4	753
連結会計年度中の変動額合計	63	15	670	749	4	1,058
当期末残高	5,080	285	760	6,126	35	63,134

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社 13社

主要な連結子会社名

(株)K S オークラ (株)九州オークラ (株)埼玉オークラ

(株)オークラプロダクツ オークラホテル(株) (株)オークラプレカットシステム

オークラ情報システム(株) (株)オークラハウス (株)ユニオン・グラビア

なお、(株)オークラBMワークスについては、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社を含めております。

(ロ) 非連結子会社である大倉産業(株)及びOKURA VIETNAM CO., LTD.については、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社2社及び関連会社5社(大友化成(株)他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等……………総平均法に基づく原価法

#### ②棚卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品……………主として総平均法に基づく原価法

販売用不動産……………個別法に基づく原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）

建物……………定額法

建物以外の有形固定資産……………主として定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～14年

②無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度における引当金残高はありません。

(二) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③未認識数理計算上の差異の処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ホ) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5つのステップに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、合成樹脂事業、新規材料事業及び建材事業を主要な事業として展開しており、主として合成樹脂事業においてはポリエチレン、ポリプロピレンの各種製品の製造・販売、新規材料事業においては各種光学機能性フィルム製品の加工及び製造・販売ならびに商品の販売、建材事業においてはパーティクルボード及び加工ボード等の加工及び製造・販売を行っております。

これらの製品等については、当該製品等が顧客に引渡された時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、国内販売においては、出荷時から製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、合成樹脂事業、新規材料事業及び建材事業において、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行った上で当該顧客に販売する有償受給取引については、顧客から受け取る対価の総額から原材料等の仕入価格を控除した純額で収益を認識しております。

また、新規材料事業において、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

## 連結注記表

### (ハ) その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### ①連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### ②法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

### (繰延税金資産の回収可能性)

#### (イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 83百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額 1,694百万円)

#### (ロ) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、今後の経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (固定資産の減損損失の認識及び測定)

### (イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

合成樹脂事業に含まれる香川県丸亀市蓬萊町の合成樹脂フィルム製造設備及び建材事業に含まれる香川県三豊市詫間町の加工合板製造設備において、損益が継続してマイナスとなったことから、事業用資産の減損の兆候があると判断し、減損損失の認識要否について検討を行いました。検討の結果、香川県三豊市詫間町の加工合板製造設備は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額（3百万円）を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。また、香川県丸亀市蓬萊町の合成樹脂フィルム製造設備は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ると判断されたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（1,098百万円）を計上しております。

### (ロ) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産については製品群別又は拠点別を基礎として、また賃貸資産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上されます。なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。

合成樹脂事業に含まれる香川県丸亀市蓬萊町の合成樹脂フィルム製造設備及び建材事業に含まれる香川県三豊市詫間町の加工合板製造設備の将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画（翌期予算）を基礎としており、主要顧客への販売計画に基づく将来の販売数量及び販売単価の見積りや、過去の趨勢による将来の売上高などを主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は不確実性を伴うため、実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結注記表

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「前受金」(前連結会計年度39百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記することとしております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 109,402百万円

2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等受入により、建物及び構築物597百万円、機械装置及び運搬具791百万円、土地35百万円、その他6百万円の圧縮記帳を行っており、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

3. 保証債務

銀行借入に対する保証債務

オー・エル・エス(有)

70百万円

4. 期末日満期手形の処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形

78百万円

電子記録債権

581 //

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金額 (百万円)
香川県丸亀市蓬萊町	合成樹脂フィルム製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具等	1,098

当社グループは、事業用資産については製品群別又は拠点別を基礎として、また賃貸資産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

合成樹脂フィルム製造設備については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ると判断されたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,098百万円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物105百万円、機械装置及び運搬具947百万円、建設仮勘定30百万円、その他15百万円であります。

なお、これら資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。合成樹脂フィルム製造設備については、不動産鑑定評価により合理的に算出された評価額に基づき評価しております。

## 連結注記表

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 12,414,870株

2. 配当に関する事項

(イ) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	1,221百万円	105.00円	2024年12月31日	2025年3月27日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	1,073百万円	(注) 95.00円	2025年6月30日	2025年9月2日

(注) 1株当たり配当額には、特別配当12円が含まれております。

(ロ) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,129百万円	(注) 100.00円	2025年12月31日	2026年3月25日

(注) 1株当たり配当額には、特別配当15円が含まれております。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2024年6月21日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、当連結会計年度において自己株式を338,500株取得いたしました。この結果、当連結会計年度において自己株式が1,227百万円増加し、当連結会計年度末において自己株式が3,046百万円となっております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(イ) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金（主として短期）及び設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(ロ) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（償還日は最長で決算日後4年）は主に設備投資に係る資金調達であります。この大半は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(ハ) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握によりリスクの軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②市場リスクの管理

資金調達時には、市場の金利動向の確認及び他の金融機関との金利比較等を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務・経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(ニ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 連結注記表

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (注2)	9,928	9,928	—
資産計	9,928	9,928	—
(1) 長期借入金 (注3)	1,259	1,257	△1
負債計	1,259	1,257	△1

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「設備関係電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2025年12月31日)
非上場株式	101
子会社及び関連会社株式	510
合計	611

3. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (イ) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	9,826	—	—	9,826
投資信託	—	101	—	101
資産計	9,826	101	—	9,928

## 連結注記表

(ロ) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,257	—	1,257
負債計	—	1,257	—	1,257

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は、市場における取引価格が存在しないことから公表されている基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	合成樹脂 事業	新規材料 事業	建材事業	計		
ライフ&パッケージ	18,817	—	—	18,817	—	18,817
プロセスマテリアル	6,396	—	—	6,396	—	6,396
ベーシックマテリアル	20,373	—	—	20,373	—	20,373
アグリマテリアル	5,613	—	—	5,613	—	5,613
機能材料	—	2,986	—	2,986	—	2,986
電子材料	—	2,555	—	2,555	—	2,555
光学材料	—	13,283	—	13,283	—	13,283
パーティクルボード	—	—	7,992	7,992	—	7,992
プレカット	—	—	3,227	3,227	—	3,227
その他	1,469	104	1,965	3,539	1,709	5,249
顧客との契約から生じる収益	52,671	18,928	13,185	84,785	1,709	86,495
その他の収益	—	—	—	—	163	163
外部顧客への売上高	52,671	18,928	13,185	84,785	1,872	86,658

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル事業、情報処理システム開発事業ならびに不動産賃貸事業等を含んでおります。「その他の収益」は、不動産賃貸事業収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (ホ) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 連結注記表

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(イ) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	31,150	29,820
契約負債	39	510

契約負債は、顧客から対価の一部を履行義務の充足前に受領した前受金に係るもので、連結貸借対照表上、「流動負債 前受金」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、39百万円であります。

(ロ) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,585.83円
2. 1株当たり当期純利益	335.29円

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2025年12月12日開催の取締役会において、株式会社フジコーの全株式を取得して連結子会社化することを決議しました。また、2026年1月16日付で全株式を取得したことにより連結子会社化しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社フジコー
事業の内容	パッケージ事業、剥離フィルム事業、転写印刷フィルム事業、撥水・撥油紙事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは経営ビジョン「Next10(2030)」において、「要素技術を通じて、新たな価値を創造し、お客様から選ばれるソリューションパートナー」をありたい姿に掲げ、中長期的な企業価値向上を目指しています。その実現に向けた基本方針として「事業ポートフォリオの深化」を掲げ、成長市場・分野である「情報電子」、「プロセス機能材料」、「環境・エネルギー」、「ライフサイエンス」へ重点的に投資しております。

株式会社フジコーは、自動車、情報電子、半導体関連など幅広い分野で、優れたフィルム加工技術により、顧客との強固な関係を構築しています。

本株式取得により、当社のフィルム製造技術と同社の加工技術、そして両社の開発力を融合することで、フィルムの製造から加工までを一貫して行う垂直統合型の開発・生産体制を確立します。これにより、成長分野である「プロセス機能材料」での事業拡大を一層加速してまいります。

(3) 企業結合日

2026年1月16日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

## 連結注記表

(6) 取得した議決権比率  
100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	5,600百万円
取得原価		5,600百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 155百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

# 貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>47,085</b>
現金及び預金	4,267
受取手形	880
売掛金	18,499
電子記録債権	9,501
商品及び製品	3,648
仕掛品	598
原材料及び貯蔵品	3,540
前払費用	181
未収入金	1,392
立替金	1,604
その他	2,969
<b>固定資産</b>	<b>52,728</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>27,585</b>
建物	11,216
構築物	576
機械及び装置	5,427
工具器具及び備品	449
土地	4,695
建設仮勘定	5,150
その他	67
<b>無形固定資産</b>	<b>108</b>
ソフトウェア	108
その他	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,034</b>
投資有価証券	10,028
関係会社株式	12,004
関係会社出資金	1,109
長期貸付金	1,590
その他	301
<b>資産合計</b>	<b>99,813</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>40,377</b>
買掛金	18,945
電子記録債務	2,013
短期借入金	5,380
1年内返済予定の長期借入金	389
未払金	2,479
未払費用	2,604
未払法人税等	411
未払消費税等	1
預り金	6,538
設備関係電子記録債務	1,302
前受金	306
その他	2
<b>固定負債</b>	<b>5,167</b>
長期借入金	869
長期末払金	41
長期預り金	645
繰延税金負債	700
退職給付引当金	2,809
その他	101
<b>負債合計</b>	<b>45,545</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>49,187</b>
資本金	8,619
資本剰余金	9,118
資本準備金	9,068
その他資本剰余金	50
自己株式処分差益	50
<b>利益剰余金</b>	<b>34,495</b>
利益準備金	2,154
その他利益剰余金	32,340
配当準備積立金	2,650
別途積立金	5,700
繰越利益剰余金	23,990
<b>自己株式</b>	<b>△3,046</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>5,079</b>
その他有価証券評価差額金	5,079
<b>純資産合計</b>	<b>54,267</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>99,813</b>

# 損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		57,505
売上原価		47,977
<b>売上総利益</b>		<b>9,528</b>
販売費及び一般管理費		6,753
<b>営業利益</b>		<b>2,774</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,049	
その他の収益	51	3,101
営業外費用		
支払利息	63	
為替差損	12	
支払手数料	125	
その他の費用	5	207
<b>経常利益</b>		<b>5,668</b>
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	112	
減損損失	1,098	
特別退職金	2	1,212
<b>税引前当期純利益</b>		<b>4,456</b>
法人税、住民税及び事業税	322	
法人税等調整額	△14	308
<b>当期純利益</b>		<b>4,148</b>

# 株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
			自己株式処分差益			固定資産圧縮積立金	配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,619	9,068	44	9,113	2,154	271	2,650	5,700	21,864	32,641
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△2,294	△2,294
当期純利益									4,148	4,148
自己株式の取得										
自己株式の処分										
自己株式処分差益			5	5						
固定資産圧縮積立金の取崩						△271			271	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	5	5	—	△271	—	—	2,126	1,854
当期末残高	8,619	9,068	50	9,118	2,154	—	2,650	5,700	23,990	34,495

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,824	48,549	5,016	5,016	53,566
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△2,294			△2,294
当期純利益		4,148			4,148
自己株式の取得	△1,231	△1,231			△1,231
自己株式の処分	10	10			10
自己株式処分差益		5			5
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			63	63	63
事業年度中の変動額合計	△1,221	638	63	63	701
当期末残高	△3,046	49,187	5,079	5,079	54,267

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (イ) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式……総平均法に基づく原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等……総平均法に基づく原価法

#### (ロ) 棚卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品……総平均法に基づく原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (イ) 有形固定資産 (リース資産除く)

建物……定額法

建物以外の有形固定資産……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しておりません。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～47年

機械及び装置 2～14年

#### (ロ) 無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### (ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度における引当金残高はありません。

#### (ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5つのステップに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、合成樹脂事業、新規材料事業及び建材事業を主要な事業として展開しており、主として合成樹脂事業においてはポリエチレン、ポリプロピレンの各種製品の製造・販売、新規材料事業においては各種光学機能性フィルム製品の加工及び製造・販売ならびに商品の販売、建材事業においてはパーティクルボード及び加工ボード等の加工及び製造・販売を行っております。

これらの製品等については、当該製品等が顧客に引渡された時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、国内販売においては、出荷時から製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、合成樹脂事業、新規材料事業及び建材事業において、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行った上で当該顧客に販売する有償受給取引については、顧客から受け取る対価の総額から原材料等の仕入価格を控除した純額で収益を認識しております。

また、新規材料事業において、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための重要な事項

##### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

(イ) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額 1,569百万円)

(ロ) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

(固定資産の減損損失の認識及び測定)

(イ) 当事業年度の計算書類に計上した金額

合成樹脂事業に含まれる香川県丸亀市蓬萊町の合成樹脂フィルム製造設備及び建材事業に含まれる香川県三豊市詫間町の加工合板製造設備において、損益が継続してマイナスとなったことから、事業用資産の減損の兆候があると判断し、減損損失の認識要否について検討を行いました。検討の結果、香川県三豊市詫間町の加工合板製造設備は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額(3百万円)を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。また、香川県丸亀市蓬萊町の合成樹脂フィルム製造設備は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ると判断されたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(1,098百万円)を計上しております。

(ロ) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

## 個別注記表

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「前受金」(前事業年度10百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記することとしております。

(貸借対照表に関する注記)

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額  | 79,132百万円 |
| 2. 国庫補助金等による圧縮記帳額  |           |
| 国庫補助金等受入により、建物534百万円、構築物0百万円、機械及び装置611百万円、工具器具及び備品6百万円、その他4百万円の圧縮記帳を行っており、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。 |           |
| 3. 保証債務  |           |
| 銀行借入に対する保証債務   |           |
| オー・エル・エス(有)  | 70百万円     |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び債務  |           |
| (イ) 短期金銭債権   | 4,564百万円  |
| (ロ) 長期金銭債権   | 1,590 //  |
| (ハ) 短期金銭債務   | 12,075 // |
| 5. 取締役に対する長期金銭債務   | 11百万円     |
| 6. 期末日満期手形の処理  |           |
| 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。   |           |
| なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。   |           |
| 受取手形   | 75百万円     |
| 電子記録債権   | 554 //    |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	632百万円
仕入高	9,253 //
その他の営業費用	650 //
営業取引以外の取引高	
受取利息	96百万円
受取配当金	2,641 //
技術供与料	9 //
支払利息	16 //
その他	68 //

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式	1,118,709株
------	------------

## 個別注記表

(税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

未払事業税		41百万円
棚卸資産		61 //
長期未払金		3 //
投資有価証券		40 //
関係会社株式		336 //
関係会社出資金		131 //
退職給付引当金		880 //
減損損失		1,754 //
その他		166 //
繰延税金資産	小計	3,414百万円
評価性引当額		1,845 //
繰延税金資産	合計	1,569百万円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金		△2,265百万円
資産除去債務に対応する除去費用		△3 //
繰延税金負債	合計	△2,269百万円

繰延税金負債の純額 △700百万円

### 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)  
オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)  
(借主側)

未経過リース料	
1年以内	71百万円
1年超	251 //
合計	<u>323百万円</u>

## 個別注記表

(関連当事者との取引に関する注記)  
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)K S オークラ	100.0 (一)	同社製品の購入及び当社製品の販売	同社製品の購入(注1)	1,923	買掛金	1,456
				利息の支払(注2)	7	預り金	3,100
子会社	(株)オークラプロダクツ	100.0 (一)	同社製品の購入	資金の回収 利息の受取(注3)	50 7	その他 (短期貸付金)	1,050
子会社	(株)九州オークラ	100.0 (一)	同社製品の購入及び当社製品の販売	利息の支払(注2)	3	預り金	1,200
子会社	OKURA VIETNAM CO., LTD.	85.1 (一)	事業資金の貸付	利息の受取(注3)	68	長期貸付金	1,165
関連会社	オー・エル・エス(有)	50.0 (一)	同社高機能性フィルム製品の購入	債務保証(注4)	70	—	—
				同社高機能性フィルム製品の購入(注1,5)	—	買掛金	2,743

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。  
 2. 余剰資金を預かっており、当該利率は、銀行預金利率を基準に当社の算定した年利率に基づき交渉の上、決定しております。  
 3. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 4. オー・エル・エス(有)の銀行借入(70百万円)につき、債務保証を行ったものです。なお、保証料は受領しておりません。  
 5. オー・エル・エス(有)に対する高機能性フィルム製品購入等の取引金額は、当社が代理人として行った取引のため、当該取引金額については純額で表示しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,804.06円
2. 1株当たり当期純利益	364.58円

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2025年12月12日開催の取締役会において、株式会社フジコーの全株式を取得して連結子会社化することを決議しました。また、2026年1月16日付で全株式を取得したことにより連結子会社化しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社フジコー
事業の内容	パッケージ事業、剥離フィルム事業、転写印刷フィルム事業、撥水・撥油紙事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは経営ビジョン「Next10(2030)」において、「要素技術を通じて、新たな価値を創造し、お客様から選ばれるソリューションパートナー」をありたい姿に掲げ、中長期的な企業価値向上を目指しています。その実現に向けた基本方針として「事業ポートフォリオの深化」を掲げ、成長市場・分野である「情報電子」、「プロセス機能材料」、「環境・エネルギー」、「ライフサイエンス」へ重点的に投資しております。

株式会社フジコーは、自動車、情報電子、半導体関連など幅広い分野で、優れたフィルム加工技術により、顧客との強固な関係を構築しています。

本株式取得により、当社のフィルム製造技術と同社の加工技術、そして両社の開発力を融合することで、フィルムの製造から加工までを一貫して行う垂直統合型の開発・生産体制を確立します。これにより、成長分野である「プロセス機能材料」での事業拡大を一層加速してまいります。

## 個別注記表

- (3) 企業結合日  
2026年1月16日
- (4) 企業結合の法的形式  
株式取得
- (5) 結合後企業の名称  
変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率  
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

### 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金	5,600百万円
取得原価	5,600百万円

### 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 155百万円

### 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

### 5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月10日

大倉工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佃 弘一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大倉工業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大倉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月10日

大倉工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佃 弘 一 郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大倉工業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月12日

大倉工業株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 北 田 隆  
監査等委員（常勤）長 尾 誠 司  
監 査 等 委 員 馬 場 俊 夫  
監 査 等 委 員 飯 島 奈 絵  
監 査 等 委 員 渡 邊 洋 一  
監 査 等 委 員 齋 藤 伸

(注) 監査等委員北田隆、馬場俊夫、飯島奈絵、渡邊洋一及び齋藤伸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場のご案内図



## 開催日時

2026年3月24日(火曜日)午前10時  
(受付開始：午前9時)

## 開催場所

香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号

**オークラホテル丸亀  
鳳凰の間(2階)**

TEL 0877-23-2222(代表)

### 【ご注意】

ご来場には、お車又は公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。

ご来場に当たりサポートが必要な方は、  
事前にお電話でご連絡ください。

大倉工業株式会社  
電話：0877-56-1111(代表)  
(土日祝日を除く9：00～17：15)



夢がある。技術がある。困るができる。〒763-8508 香川県丸亀市中津町1515番地

 **大倉工業株式会社**

TEL 0877-56-1111

<https://www.okr-ind.co.jp>

**UD  
FONT**



環境に配慮した植  
物油インキを使用  
しています。